

広島県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和三年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
村上 直弘	村上接骨・はり・きゆう院	尾道市向島町五五四一番地九	はり・きゆう	令和三年四月一日
村上 直弘	村上接骨・はり・きゆう院	尾道市向島町五五四一番地九	柔道 整復	令和三年四月一日
安田 哲郎	太陽の花広島訪問鍼灸治療院	安芸郡海田町東一丁目五番一四号	はり・きゆう	令和三年四月一日
大和 慈子	アイハンド訪問はりきゆう治療院	東広島市西条町御蘭宇三五〇九長者一マンション二〇三号	はり・きゆう	令和三年三月二四日
森本 敏広	レイス治療院福山西	福山市瀬戸町長和一五三六番地四	あん摩 マッサージ 指圧	令和三年四月一日
小川 将範	アイハンド訪問はりきゆう治療院	東広島市西条町御蘭宇三五〇九長者一マンション二〇三号	はり・きゆう	令和三年五月一日
西永 惣一郎	くろせ接骨院	東広島市黒瀬町兼広一	柔道 整復	令和三年四月二二日